

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『労務管理3級』（第2版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のように訂正させていただきます。

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷・第2刷	ix	法令名の表記について「正式名称」上から2つ目	勤労者財産形成貯蓄法	勤労者財産形成促進法
初刷～第3刷	76	本文下から9行目	な取扱いが禁止されている（同法24条・26条）。	な取扱いが禁止されている（同法24条・25条）。
初刷・第2刷	94	本文上から1行目	② 労働時間の適正な把握のために使用者の講ずべき措置に関するガイドライン	② 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
初刷・第2刷	94	本文上から7～8行目	～（平29. 1. 30 基発0120第3号。～	～（平29. 1. 20 基発0120第3号。～
初刷	105	図表2-3-1の「1年単位の変形労働時間制」の「就業規則の定め」欄	×	× (注5)
初刷	105	図表2-3-1の「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の「就業規則の定め」欄	×	× (注5)
初刷	105	図表2-3-1の注書きに追加		5) ただし、法89条の定めにより、就業規則への定めが必要となる。
初刷～第3刷	112	図表2-3-7中、1日の所定労働時間が7時間45分で、1年366日の場合の、必要な年間休日日数	88日	97日
初刷・第2刷	117	本文下から10行目	～（同通達）。	～（昭63. 1. 1 基発1号、平11. 3. 31 基発168号）。
初刷	153	図表2-6-4の「⑥出来高払等請負賃金」の「1日当たりの通常の賃金算出方法」	$\frac{\text{賃金算定期間の賃金総額}}{\text{当該算定期間の総労働時間数}} \times \frac{\text{賃金算定期間の1日の平均所定労働時間数}}{1}$	$\frac{\text{賃金算定期間の賃金総額}}{\text{当該算定期間の総労働時間数}} \times \frac{\text{賃金算定期間の1日の平均所定労働時間数}}{1}$
初刷～第3刷	179	本文上から1行目	留意しなければならない（通達第3-9-(6)）。	留意しなければならない（通達第3-9-(7)）。
初刷・第2刷	209	本文上から6～7行目	～②の要件を満たせば子が1歳2ヵ月に達した日の翌日から1歳6ヵ月に達するまで②の休業をすることもできる。	～②の要件を満たせば子が1歳2ヵ月に達した日の翌日から1歳6ヵ月に達するまで②の休業をすることもできる。
初刷～第3刷	275	本文上から3行目	統括安全衛生管理者の選任が義務づけられていない～	統括安全衛生責任者の選任が義務づけられていない～
初刷・第2刷	277	本文下から7行目	(5) 安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員	(5) 安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会等
初刷・第2刷	285	本文上から8行目	～本節③(2)②3)に掲げた～	～本節③(2)①3)に掲げた～
初刷～第3刷	351	本文下から11行目	⑤ 業務災害と通勤災害	⑥ 業務災害と通勤災害

※第2版初 刷：平成29年3月7日発行
 第2刷：平成30年10月11日発行
 第3刷：令和2年4月22日発行